

2026年6月30日

四條畷市と「『遺贈による寄附制度』に関する協定」および「遺言代用信託を活用した寄附制度に関する協定」を締結しました

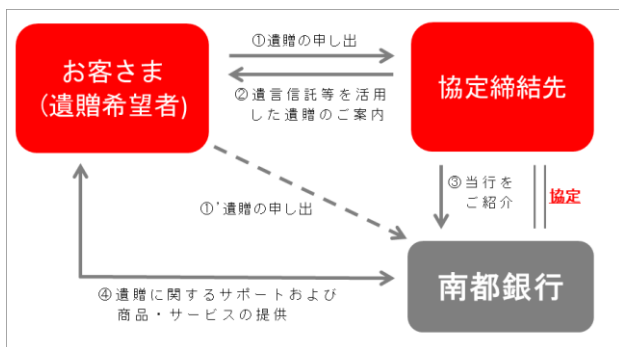
南都銀行(頭取 石田 諭)は、近年高まる寄附ニーズへの対応や相続関連サービス拡充を目的として、四條畷市と「『遺贈による寄附制度』に関する協定」および「遺言代用信託を活用した寄附制度に関する協定」を締結しましたので、お知らせいたします。

当行グループは、今後も地域のお客さまの多様な寄附ニーズに対応するとともに、地元自治体の安定的な財源確保への貢献を通じて、地域の振興と発展に寄与してまいります。

1. 協定締結先 (2026年6月30日付)

四條畷市

2. 「遺贈による寄附制度」に関する協定

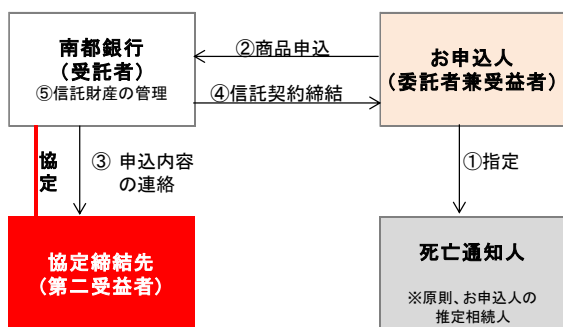


- (1) 本協定に基づき、協定締結先において「遺贈による寄附」に関するご相談やお申し出があった場合は、提携金融機関として当行をご紹介いただきます。
- (2) 当行は、遺贈を希望されるお客さまの「思い」を確実に実現するため、専門の担当者が遺贈および相続に関する専門的なアドバイスを行うとともに、遺言書の作成をはじめとしたきめ細かなサポートを提供いたします。なお、遺贈を希望されるお客さまから当行へ直接ご相談をいただいた場合につきましても、同様のアドバイスおよびサポートを行います。

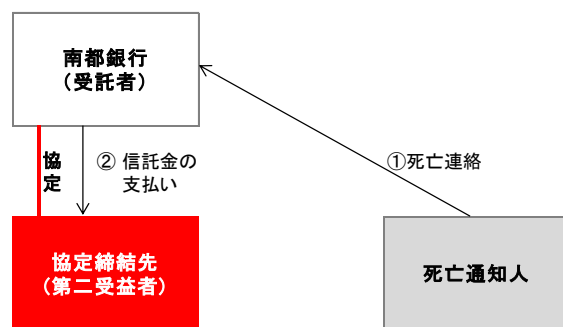
3. 遺言代用信託を活用した寄附制度に関する協定

当行商品<ナント>安心とどける信託「家族円満」をご利用いただくことで、遺言書を作成することなく、財産の一部を寄附することが可能となります。

(1) 寄附申込時



(2) 相続発生時



※ 商品内容の詳細は、<ナント>安心とどける信託「家族円満」のパフレットをご確認ください

【本件に関するお問い合わせ先】

ソリューション営業部
経営企画部 (広報)

とうとう さいじ
藤堂・西田・才治
あわこ
粟子・寺田

TEL 0742-27-1701

TEL 0742-27-1599